

申立ての趣旨等

- 1 申立人について、小規模個人再生による再生手続を開始する。
との決定を求める。
- 2 小規模個人再生を行うことが相当と認められない場合には、
 通常の再生手続の開始を求める。

申立ての理由等

- 1 申立人の負担する債務は添付の債権者一覧表に記載したとおりであり、総額5千万円（※住宅ローン債権の額及び担保権による回収見込額を除く。）を超えていないが、申立人の財産状況及び収入等はこの申立書に添付した陳述書に記載したとおりであり、申立人には破産の原因となる事実の生ずるおそれがある。

申立人は、陳述書に記載したとおり、定期的または反復して収入を得る見込みがあり、下記2の方針により再生計画案を作成し、再生債権者の一般の利益に反しない弁済を行うことができる。
- 2 再生計画案の作成の方針についての意見

各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を充たす額の金銭を分割して支払う方針である。

 住宅資金特別条項 申立人所有の住宅に関する住宅資金貸付債権については、債権者と協議の上、住宅資金特別条項を定める予定である。
- 3 民事再生法124条2項の財産目録及び同125条1項の報告書としては、添付の財産目録等を援用する。ただし、記載内容に変動があった場合は改めて提出する。

添付書類 別添の「再生手続開始申立書の添付書類一覧表」のとおり